湖西市指令環廃第１号

一　般　廃　棄　物　処　理　業　許　可　証

住　所　　静岡県湖西市坊瀬２５５番地の２

氏　名　　浜名環保株式会社　代表取締役　鈴木　一隆　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可する。

事業範囲	事業内容	一般廃棄物の収集運搬
	一般廃棄物の種類	事業系ごみ、家庭系ごみ し尿、浄化槽清掃に係る廃棄物、仮設トイレのし尿
事業所の所在地及び名称		静岡県湖西市坊瀬２５５番地の２ 浜名環保株式会社
営業区域		①　事業系ごみ及び家庭系ごみについては、湖西市内全域とする。 ②　し尿、浄化槽清掃に係る廃棄物及び仮設トイレのし尿については、平成 22 年 3 月 22 日時点の湖西市行政区域の内、次のとおりとする。 湖西市新居町行政界とＪＲ東海道本線との交点を基準点とし、さらにＪＲ東海道本線を西に進み都市計画道路大倉戸茶屋松線との交点、さらに都市計画道路大倉戸茶屋松線を南に進み湖西市新居町行政界との交点、さらに湖西市新居町行政界を東に進み基準点と結び、囲んだ区域外と、前記区域内の 101 人槽以上の浄化槽（同一敷地内に複数の浄化槽がある場合は、合算した人槽）とする。
許可期間		令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで
条件		搬入先　①事業系ごみ及び家庭系ごみは、市長の指示に従うこと。 ②し尿、浄化槽清掃に係る廃棄物及び仮設トイレのし尿は、湖西市衛生プラントとする。

令和８年４月１日

湖西市長　田内　浩志